

全会一致で可決(同意)された議案

議案 第1号	瑞穂町地域農政推進協議会条例	
議案 第2号	瑞穂町商工業振興推進協議会条例	
議案 第3号	瑞穂町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例	
議案 第4号	瑞穂町印鑑条例の一部を改正する条例	
議案 第5号	瑞穂町職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例	
議案 第6号	瑞穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	pickup1
議案 第7号	瑞穂町体育施設条例の一部を改正する条例	pickup2
議案 第8号	瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
議案 第9号	瑞穂町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	
議案 第10号	瑞穂町営住宅条例の一部を改正する条例	
議案 第11号	東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について	
議案 第12号	東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	
議案 第13号	東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について	
議案 第14号	東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について	
議案 第15号	瑞穂町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
議案 第16号	殿ヶ谷財産区管理会管理委員の選任について	
議案 第17号	令和元年度瑞穂町一般会計補正予算(第5号)	pickup3
議案 第18号	令和元年度瑞穂町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	
議案 第19号	令和元年度福生都市計画瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	
議案 第20号	令和元年度瑞穂町下水道事業特別会計補正予算(第3号)	
議案 第21号	令和元年度瑞穂町介護保険特別会計補正予算(第3号)	
議案 第22号	令和元年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	
議案 第23号	令和元年度瑞穂町殿ヶ谷財産区特別会計補正予算(第2号)	
議案 第24号	令和元年度瑞穂町石畑財産区特別会計補正予算(第2号)	
議案 第25号	令和元年度瑞穂町箱根ヶ崎財産区特別会計補正予算(第2号)	
議案 第26号	令和元年度瑞穂町長岡財産区特別会計補正予算(第2号)	
議案 第28号	令和2年度瑞穂町国民健康保険特別会計予算	
議案 第29号	令和2年度福生都市計画瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業特別会計予算	
議案 第30号	令和2年度瑞穂町介護保険特別会計予算	
議案 第31号	令和2年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計予算	
議案 第32号	令和2年度瑞穂町殿ヶ谷財産区特別会計予算	
議案 第33号	令和2年度瑞穂町石畑財産区特別会計予算	
議案 第34号	令和2年度瑞穂町箱根ヶ崎財産区特別会計予算	
議案 第35号	令和2年度瑞穂町長岡財産区特別会計予算	
議案 第36号	令和2年度瑞穂町下水道事業会計予算	

賛否の分かれた議案等

○…賛成 ×…反対 退…退席 継…継続 ※議長は採決には加わりません。

件名	自民								公明		改革	共産	自ク	新瑞	結果
	森	石川	小山	村山	村上	山崎	下澤	香取	小川	下野	原	近藤	大坪	榎本	
町提出議案 議案第27号 令和2年度瑞穂町一般会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	可決
請願 2請願第1号 種苗法改正反対、慎重審議を求める意見書の提出を求めることに関する請願	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	不採択

自民：自民新政会 公明：公明党 改革：改革みずほの会 共産：日本共産党 自ク：自民クラブ 新瑞：新瑞会

不採択とされた陳情(採択することに賛成の議員はいませんでした。)

2陳情 第1号	請願権条例の制定を求める件
---------	---------------



※全ての議案 請願・陳情 の詳細はHPでご覧になれます。※ pickup は P 4 に詳細を掲載しています。

請願審査が行われました

今議会で、請願審査が行われました。請願の主な趣旨は「種苗法の改正に反対し、慎重審議を求める意見書を国に提出して欲しい」というものです。請願には紹介議員が必要になります。紹介議員は、請願者の要望や意見などについて、本人に成り代わって、その内容を審査する所管の委員会で説明し、その主張の正当性を訴えることができます。

今回、農政を所管する総務産業建設委員会が付託先となりました。

種苗法改正の主な内容…新たな品種を開発した場合、登録品種にすることで、開発者の権利を守るもの。日本で多額の経費と年月をかけて開発された優良なイチゴやブドウなどの新品種の農産物が国内外で無断栽培、販売されていることを抑制する。

請願者の主張

- ・登録品種の必要性は認めるが、自家増殖(育てた植物の種を使用していく)が禁止されれば種や苗を種苗業者から購入することになる。農家の負担が大きくなる。
- ・平成30年に自家増殖を「原則容認」としていたものを「原則禁止」にしたのは180度方針転換したもので、もっと慎重に話し合う必要がある。

委員会審査での委員からの主な意見

- ・日本は植物の新品種の保護に関する国際条約であるUPOV(ユポフ)条約に1982年に加盟し、専門家による会議を重ねてきており、180度方針転換したわけではない。
- ・非登録品種は引き続き自家増殖は可能であり、請願の内容とは異なる。
- ・自家増殖の場合、生産物が劣化する場合があるため、町の農家の方はほとんど毎年種苗会社から種や苗を買っている。

委員会での審査の結果は「不採択とすべきもの」となりました。

なお、本会議では、委員長から「不採択とすべきもの」となった経緯の報告がありました。その後、請願に対して賛成・反対の討論があり、採決の結果、「不採択」となりました。議員の賛否については、P11の「賛否の分かれた議案等」に掲載しています。

